

12 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

| 事項名                             | 措置内容   | 前計画等との<br>関係  | 実施予定時期 |        |        |
|---------------------------------|--|---------------|--------|--------|--------|
|                                 |  |               | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 土地収用法の積極的活用等<br>(国土交通省)         | <p>a 国家的見地から重点的かつ早急な推進が求められる事業については、今般、「収用委員会審理において、事業認定の公益性に関する不服など収用委員会審理に関係のない主張をすることができない」旨を明文化するなど、土地収用法の抜本的な改正（平成14年7月施行）が行われたことを踏まえ、収用委員会において適確な審理の進行が行われるよう、国として収用委員会等に対して一層の周知徹底を図る。また、併せてその用地の取得等に関して事業認定の適期申請ルールや用地取得状況の公表等について国として事業者等に対して周知徹底を図る。</p> | 重点・住宅2(4)     | 逐次実施   |        |        |
|                                 | <p>b 近年、土地の明渡裁決の取消訴訟等において、既に出訴期間を徒過した先行処分たる事業認定の違法性が争われ、明渡裁決等の執行停止が提起されるような事例が見られるが、このような行政処分に関する「違法性の承継」を認める場合には、事業認定の法律効果の安定性を損なうおそれがある。</p> <p>平成13年の改正土地収用法の施行状況や今後の判例を注視しつつ、違法性の承継の遮断の可否ないしそれに関する規定の設置について、今後、引き続き調査・検討を進めていく。</p>                            |               | 逐次実施   |        |        |
| 都心部における混合用途地域の創設の検討等<br>(国土交通省) | <p>a 都心部の職住近接が求められる地域において、複合的な用途を促進するため、都市再生特別地区や用途別容積型地区計画等の積極的な活用を推進する。</p>  | 計画・住宅ア、重点A P9 | 逐次実施   |        |        |
|                                 | <p>b 従来、容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持とされてきているが、中期的には、都心部における容積率制限の目的はインフラに対する負荷の制限とし、良好な市街地環境の維持は形態制限により担保する方向を目指すことを始め、用途地</p>   |               | 検討     |        |        |

| 事項名                            | 措置内容  | 前計画等との<br>関係          | 実施予定時期                                   |        |        |
|--------------------------------|---|-----------------------|--|--------|--------|
|                                |   |                       | 平成16年度                                   | 平成17年度 | 平成18年度 |
| (国土交通省<br>及び関係省庁)              | 域制度などの目的やそれを実現するための手法に関する基本的な検討をする。その際には、都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」の創設等についても検討する。   | 重点・A<br>P9            | 検討開始                                     |        |        |
|                                | c 上記bの容積率制限に関する検討に当たっては、以下のような分析・検討を行う。<br>(1) 住宅、事務所、店舗等の用途別のインフラ負荷を時間帯別に定量的に分析する。<br>(2) (1)の結果を踏まえ、複合的用途がどれだけのインフラ負荷を正味で及ぼすかを分析する。<br>(3) ソフト面のインフラ対策の可能性と効果についても研究、検討を行う。                           |                       |  |        |        |
| 航空法による建築物等の高さ制限の合理化<br>(国土交通省) | 我が国の各空港が置かれている気象・地形などの自然的・地理的条件、稠密な市街地や船舶の輻輳する港湾等と近接しているといった立地条件や航空機の運航実態を踏まえた運航の安全性の確保と環境面の配慮の必要性を十分に考慮に入れて、最近の我が国の就航機材の実情、諸外国の類似例等を踏まえ専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性について再検証を行い、都心の高度利用のニーズも踏まえ、制限表面の見直しを検討する。 | 計画・住宅ア                | 16年度以降、都心部に近接する5空港(羽田、伊丹、福岡、宮崎、那覇)について措置 |        |        |
| 航空障害灯に係る規制の合理化<br>(国土交通省)      | 平成15年度に実施した航空障害灯に係る規制緩和措置の実効性を確保するため、設置基準の改正内容、新たな設置方法や改修時の指針、新基準導入のメリット等について積極的な周知を図るとともに、既存建物において新たな基準に照らし設置不要となった障害灯についても消灯、撤去が可能であることについて、地方公共団体や事業者等関係者に対し周知を徹底する。                                 | 重点・住宅2(3)<br>〔計画・住宅ア〕 | 措置                                       |        |        |
| 空港の事業評価の情報開示<br>(国土交通省)        | 事業評価制度の導入前に着手された空港整備事業については、新規採択時の評価は実施されていないので、空港整備事業の透明性をより一層高めるとともに、都市の利便性や競争力の向上に資  | 計画・住宅ア                | 逐次実施                                     |        |        |

| 事項名                                       | 措置内容  | 前計画等との<br>関係      | 実施予定時期   |            |        |
|---|---|-------------------|----------|------------|--------|
|   |   |                   | 平成16年度   | 平成17年度     | 平成18年度 |
|   | する都市部の空港に対する国民の理解の向上を図るため、事業に要した費用、加えて主要空港については便益を分かりやすい形で公表していく。   |                   |          |            |        |
| 民間委託等の推進による駐車違反の取締り業務の効率化等<br>(警察庁)       | 駐車違反の取締りについては、その実効性と効率の向上のため、運転者への刑事責任追及に加えて、車両の運行を管理している使用者に対し、その権利保護に留意しつつ行政制裁としての金銭納付を課す等、駐車違反に対する責任追及の在り方を見直すとともに、大量の駐車違反を処理することから、制裁の実効性を担保するための方策を講ずる。また、駐車違反対応業務の民間委託については、委託先選定プロセスの透明性を確保しつつ、不正防止等の観点から受託者の法的位置付けを明確化した上で、駐車違反の事実確認や警察への報告、書類作成等の業務を対象とする等、その大幅な拡充を図る。 | 重点・官製4〔計画・住宅ア〕    | 法案成立後、公布 | 公布後2年以内に施行 |        |
| 都市交通基盤等の整備<br>(国土交通省)                     | a 国際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図る。   | 計画・住宅ア            | 逐次実施     |            |        |
|   | b 完了期間宣言路線といった取組を拡大して、完了・供用時期を明示し、供用を早める取組を強化する。  |                   | 逐次実施     |            |        |
| 都市再生のための関連施策の一体的推進<br>(金融庁、総務省、財務省、国土交通省) | 都市再生のため、土地の流動化を図る観点から、例えば、多様な主体の不動産証券市場への参加促進による不動産市場の活性化等、投資促進の観点から規制の見直しや、予算、税制の活用を行う。  | 計画・住宅ア            | 逐次実施     |            |        |
| 通勤鉄道における時間差料金制の導入<br>(国土交通省)              | 鉄道における時間差料金制の導入に向けて、オフピーク料金制など諸外国都市における多様な時間差料金手法の収集、IT技術の活用など最近の技術の進展に対応した時間差料金制導入の技術的課題の整理、事業者に対する時間差料金制導   | 重点・住宅2(5)〔計画・住宅ア〕 | 逐次実施     |            |        |

| 事項名                        | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期  |        |        |
|----------------------------|--|--------------|---------|--------|--------|
|                            |  |              | 平成16年度  | 平成17年度 | 平成18年度 |
|                            | 入のための具体的誘引策、時間差料金制導入についての社会全体の理解の促進策等について、引き続き検討を進めていく。  |              |         |        |        |
| 市街地再開発事業の推進方策<br>(国土交通省)   | 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資する等の公共性を有する市街地再開発事業について、組合設立認可申請における地権者同意に係る人数要件及び面積要件の在り方や市街地再開発組合を円滑に設立するための方策等について検討し、その結果を踏まえ、市街地再開発組合を含めた民間主体がより円滑に事業を推進できるようにするための措置を講ずる。   | 重点・住宅2(2)    | 措置      |        |        |
| 重畳的規制の理・合理化<br>(総務省、国土交通省) | a 排煙設備は、人命を守り火災により発生した煙を排出するための設備であるが、消防法の規定が消火活動上の支障とならないようにすることを目的としている一方、建築基準法の規定は避難上支障とならないようにすることを目的としている。沿革的には、当初は消防法のみ規定があったものであるが、次第に建築基準法の規定が整備されてきたため、現在の運用では、両法が適用される場合でも、概ね建築基準法の基準で設定すればよいとされている。今後とも、このような例においては、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、法令改正等により必要が生じた場合には、統一的な運用を行うために必要な手続を所管省庁間で定め、外部に公表する。 | 計画・住宅ア28     | 検討、逐次実施 |        |        |
|                            | b 建築基準法においては、スプリンクラー設備が設置されている場合に防火区画や内装不燃化の緩和ができるとされ、消防法においては、逆に防火区画された小区画室についてはスプリンクラー設備の設置が免除されている。このように、代替的な内容の規定相互間においては今後とも、技術水準の向上等を踏まえつつ、必要が生じた場合には、整理・合理化を推進する。   |              | 検討、逐次実施 |        |        |

| 事項名  | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期  |        |        |
|--|---|--------------|---------|--------|--------|
|  |   |              | 平成16年度  | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 消防法・建築基準法の性能規定化等による合理化<br>(総務省)<br>(国土交通省)   | a 消防法について、建築基準法の性能規定化との整合性を確保するとともに、消防法に規定する消防用設備や消火活動上必要な施設について、できる限り性能規定化を図る。   | 計画・住宅ア29     | 検討、逐次実施 |        |        |
|  | b 建築基準法においても、消防法の性能規定化に伴い必要となる性能規定の整理・合理化を行う。   |              | 検討、逐次実施 |        |        |
| 加圧防排煙システムに係る手続の見直し<br>(国土交通省)<br>(総務省、国土交通省) | a 加圧防排煙システムについては、大臣認定によらず、建築主事等による建築確認により採用することができるよう技術的可否を含め検討する。その際、排煙設備は一般空調用の換気ファン(排気ファン)を兼用できるよう検討する。  | 計画・住宅ア30     | 結論      |        |        |
|  | b 加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討するとともに、その結果を踏まえて、建築基準法においても附室とロビーの兼用を検討する。   |              | 逐次検討    |        |        |
| 不動産取引価格情報の開示<br>(国土交通省、法務省)                  | 正確な取引価格情報の提供は、市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るために早急に実現しなければならない重要な政策課題であり、このような制度を、個人情報等の保護に対する国民意識にも配慮しつつ構築し、さらに充実していくためには、幅広い国民の理解が得られるよう、実施上の課題も含めて、実績を通じて検証していく必要がある。このため、以下の施策を講ずる。 | 重点・住宅1(1)    | 措置      | 措置     | 検討・結論  |
|  | a 国土交通省は、法務省と連携し、現行制度の枠組みを活用して、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、国民に提供するための仕組みを構築する。   |              |         |        |        |
|  | b 上記の仕組みに基づき、取引当事者の協力により取引価格情報の調査・提供を行う。  |              |         |        |        |
| (国土交通省)                                      | c 価格情報の正確さが確保されること、個人情報保護の観点から情報提供方法に関する技術的側面が解決されること等を実績を通じて検  |              |         |        |        |

| 事項名  | 措置内容  | 前計画等との<br>関係     | 実施予定時期                         |        |        |
|--|---|------------------|--------------------------------|--------|--------|
|  |   |                  | 平成16年度                         | 平成17年度 | 平成18年度 |
|  | 証し、この結果等を踏まえ、取引価格情報提供制度の法制化を目標に安定的な制度の在り方について検討し、結論を得る。   |                  |                                |        |        |
| 地籍調査の積極的推進等<br>(国土交通省)                       | a 土地情報の基礎である地籍の明確性は、都市再生の円滑な実施の前提条件であることから、その実施率が低い都市部において、一定の目標に向けて計画的集中的に地籍調査を行えるよう、財源確保及び外部専門技術者の活用等執行体制の強化を図る。  | 計画・住宅ア42         | 逐次実施                           |        |        |
| (法務省)  | b 土地境界紛争に関する裁判外紛争処理制度の仕組みについて、総合的な裁判外の紛争処理解決手段(A D R)の制度基盤を整備するための方策(A D Rの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的枠組みを規定する法案の提出を含む。)に関する検討を踏まえて、必要な方策を検討する。  |                  | 総合的なA D Rの制度基盤の整備に関する検討を踏まえて措置 |        |        |
| 測量法第41条の審査を受けた測量成果の地籍測量への利用手続の簡素化<br>(国土交通省) | 公共測量の成果である基準点について、測量法第41条第2項に基づき国土地理院の長が審査し、当該成果が十分な精度を有するものと認める場合には、当該基準点を基礎として地籍測量が実施できるよう検討し措置する。  | 重点・別表 2<br>-1225 | 措置                             |        |        |
| エスクロー制度の導入<br>(国土交通省)                        | 金融資産及び不動産の売買市場が拡大する中で、市場参加者も多様化しつつある。市場参加者の裾野を拡大し、資産流動化を一層促進するために、諸外国における制度を参考としつつ、我が国においてもエスクローの仕組みを制度として導入すべきであるとの指摘がある。一方、現行法の下でも当事者が契約によりエスクローの仕組みを採用することは禁止されておらず、不動産についてはニーズがないとの意見もある。したがって、我が国におけるエスクローへのニーズの存否についてその実態を調査し、制度的な手当ての必要性を検討する。 | 計画・住宅ア48         | 検討                             |        |        |

| 事項名                             | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|---------------------------------|--|--------------|--------|--------|--------|
|                                 |  |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 中古住宅市場の整備<br>(国土交通省)            | 平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形成・有効活用システム」についての提案募集で提案されたシステムの広報を行うとともに、民間が自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整備事業を積極的に展開できる環境整備を行うため、提案募集の提案等を踏まえ、中古住宅の性能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存すべき情報(新築時の工事情報と住宅性能、維持管理及びリフォーム実施の履歴等)の項目と保存・管理の方法、住宅履歴・性能に基づく価格の査定方法、瑕疵担保責任に対する保証の方法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方法と項目につき、具体的な方策を検討し、所要の措置を講ずる。 | 計画・住宅ア53     | 逐次実施   |        |        |
| 19 公的土地の有効活用<br>(国土交通省)         | 地方公共団体等の公的主体が所有する公営住宅等の用に供する土地が必ずしも有効に活用されていないという実態を踏まえ、PFI事業の積極的推進等により、民間施設も含めた複合・高度利用を推進し、都市を中心とした、公的主体が所有する土地の有効活用を図る。  | 計画・住宅ア57     | 逐次実施   |        |        |
| 20 土地利用に係るマスタープランの拡充<br>(国土交通省) | 土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能に関しては、国土利用計画、全国総合開発計画及び各圏域のブロック計画との関係の整理の必要性についての検討と併せ、現行の土地利用基本計画の内容の詳細化の必要性、計画の策定手続の在り方と策定支援方策について、今後の制度の改正も含めて、更に検討を進める。   | 計画・住宅ア60     | 検討     |        |        |
| 21 外国人の居住環境の整備<br>(国土交通省)       | a 外国人の入居を円滑に受け入れることができるよう、必要な基礎知識、留意事項、対応方法等を示した「ガイドライン」を作成するとともに、賃貸住宅標準契約書の外国語翻訳を作成し、これらの周知・普及を図る。  | 重点・国際4(4)    | 措置     |        |        |
| (国土交通省)                         | b 外国人の入居、居住をめぐるトラブル等に対応していくため、相談窓口機能の充実を図る。  |              | 措置     |        |        |

| 事項名               | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|-------------------|---|--------------|--------|--------|--------|
|                   |   |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| (国土交通省、<br>文部科学省) | c 民間賃貸住宅への外国人留学生等の入居の円滑化をより一層図るため、関係省や関係団体は連携して、民間賃貸住宅や連帯保証人に代わる民間の家賃保証サービスに関する情報提供、指定宿舍確保促進事業や留学生住宅総合補償制度の活用等を図っていく。 |              | 措置     |        |        |
| (国土交通省)           | d 公営住宅等公的賃貸住宅においては、現在行っている留学生の入居に向けた取組や他の施策との連携により、留学生の居住の安定が一層図られるよう措置を講ずる。  |              | 措置     |        |        |

## イ 公共工事

| 事項名  | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|--|---|--------------|--------|--------|--------|
|  |   |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 更なる取組の徹底・拡大<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才の再掲>       | 国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。   | 重点・競争 4 (1)  | 逐次実施   |        |        |
| 第三者機関の設置の推進・機能強化等<br>(国土交通省、総務省、その他発注関係府省)<br><競争才の再掲> | 国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。 | 重点・競争 4 (1)  | 逐次実施   |        |        |
| 一般・指名競争入札にお  | 一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運  | 重点・競争 4 (1)  | 逐次実施   |        |        |



| 事項名   | 措置内容  | 前計画等との<br>関係                            | 実施予定時期 |        |        |
|---|---|---|--------|--------|--------|
|   |   |   | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| けるランク<br>制の運用改<br>善<br>(国土交通省、<br>総務省、その他<br>発注関係府省)<br><競争才 の再<br>掲>                                   | 用された結果として入札参加業者数が著しく少<br>なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる<br>原因となりがちであることから、そのような事態<br>が生じている場合には、ランク制の運用の改善に<br>取り組む。  |   |        |        |        |
| 共同企業体<br>結成の義務<br>付けの見直<br>し<br>(国土交通省、<br>総務省、その他<br>発注関係府省)<br><競争才 の再<br>掲>                          | 受注の条件として共同企業体の結成を義務付<br>けることは、競争制限的な効果を生じる原因とな<br>りがちであり、したがって、国・地方公共団体の<br>各発注者において、このような義務付けを大規模<br>工事であって技術的難度の高い建設工事を除き<br>原則として行うべきでないという指摘があるこ<br>とを踏まえ、その運用改善に取り組む。  | 重点・競<br>争 4 (1)                         | 逐次実施   |        |        |
| 地方公共団<br>体による地<br>元業者の下<br>請利用要請<br>等の適正化<br>(総務省及び<br>関係府省)<br><競争才 の再<br>掲>                           | 地方公共団体による地元業者の下請使用や地<br>元産品利用の要請については、それが過度なもの<br>になり、競争制限的な効果を生まないよう、地方<br>公共団体において、その運用の適正化を図る。   | 重点・競<br>争 4 (1)                         | 逐次実施   |        |        |
| V E (Value<br>Engineering<br>)・総合評価<br>落札方式の<br>運用の見直<br>し等<br>(国土交通省、<br>総務省、その他<br>発注関係府省)<br><競争才 の再 | V E・総合評価落札方式等の多様な入札制度の<br>導入・運用状況及びこれがもたらしている効果・<br>影響について事例の収集・分析により検討し、よ<br>り一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、い<br>わゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の<br>物品調達の場合に限定されているが、加算方式が<br>ふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること<br>等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性<br>に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイ<br>トを増加させる。 | 重点・競<br>争 4 (2)<br><br>〔計画・<br>競争才<br>〕 | 措置     |        |        |

| 事項名   | 措置内容  | 前計画等との<br>関係                            | 実施予定時期 |        |        |
|---|---|---|--------|--------|--------|
|   |   |   | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 掲>  |   |   |        |        |        |
| 公共工事の<br>検査・監督等<br>の外部委託<br>の推進<br>(国土交通省、<br>総務省、その他<br>発注関係府省)<br><競争オ の再<br>掲> | 技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求されるところであるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。  | 重点・競<br>争 4 (2)<br><br>〔計画・<br>競争オ<br>〕 | 逐次実施   |        |        |
| 工事成績の<br>評価の推<br>進・見直し<br>(国土交通省、<br>総務省、その他<br>発注関係府省)<br><競争オ の再<br>掲>          | 国土交通省直轄工事においては、公募型指名競争入札のうち詳細条件審査型一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。<br><br>なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。 | 重点・競<br>争 4 (2)<br><br>〔計画・<br>競争オ<br>〕 | 逐次実施   |        |        |
| 民間技術提<br>案の更なる<br>活用<br>(国土交通省、<br>総務省、その他<br>発注関係府省)<br><競争オ の再<br>掲>            | あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。   | 重点・競<br>争 4 (2)                         | 措置     | 逐次実施   |        |

| 事項名                               | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|-----------------------------------|--|--------------|--------|--------|--------|
|                                   |  |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 公共工事における政府調達の電子化<br>(国土交通省及び関係府省) | 平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。<br>なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。 | 計画・住宅イ       | 措置     |        |        |

## ウ 公共施設・サービス等の民間開放の促進

| 事項名   | 措置内容   | 前計画等との<br>関係    | 実施予定時期 |        |        |
|---|--|-----------------|--------|--------|--------|
|   |  |                 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| P F I 選定事業者による公共施設等の管理・運営の拡充<br>(内閣府及び関係省庁) | 公共施設等の管理・運営に関し、いかなる行為が「公権力の行使」に該当するかなどについては、法理論、様々な一般法や、公物管理法など各個別法の運用・解釈にゆだねられており、公共施設等について、P F I 選定事業者が行い得る業務の範囲は明確でないものもあることから、P F I 事業については、その一層の活用促進に資するよう、以下の措置を講ずる。<br>ア 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に行った事例として、P F I 事業の事例集を作成、公表し、先行事例の紹介を図る。<br>イ 公物管理法などの解釈において、P F I 選定事業者が各公共施設等において行い得る事業の範囲を明確化し、周知徹底する。 | 重点・A P<br>13(1) | 措置     |        |        |
| 公の施設の管理における「指定管理者制度」の活用促進<br>(関係省庁)         | 各種公物管理法により「管理者」が国や地方公共団体等に限定されている公の施設の場合、都市公園を除き、民間事業者が「指定管理者」としてその管理・運営を行うことが可能であるか否かは明確にされていないことから、本制度を地方公共団体が活用した場合には、当該地方公共団体が指定した「管理者」は、各種公物管理法に関する公の施設等について、その管理・運営等を行うことが可能であることを必要に応じ通知するなど、所要の措置を講ずる。   | 重点・A P<br>13(1) | 措置     |        |        |

| 事項名   | 措置内容  | 前計画等との<br>関係                                    | 実施予定時期 |        |        |
|---|---|---|--------|--------|--------|
|   |   |   | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 道路占用許可、道路使用許可の弾力化<br>(国土交通省、警察庁)<br><br>(国土交通省) | a 道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置するとともに、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図る。          | 重点・A P<br>13(2) 、<br>別表 8<br>-201002、<br>230001 | 措置     |        |        |
|   | b 道路の占用については、その弾力化に併せ、地域の合意形成を適切に確保しつつ、利活用に伴う負担の適正化を図るため、占有者が、経済的観点を踏まえてイベント等への参加者をより公平に選定することや、得られた収入を道路の維持管理活動等に還元することなどを可能とするスキームを検討し、結論を得る。   |   | 結論     |        |        |
| 河川占用許可の弾力化<br>(国土交通省)                           | a 河川占用許可の弾力化については、都市再生プロジェクト(大阪市、広島市)における取組に関して、経済合理性の観点から、利活用に伴う利用者の負担の適正化を図りつつ、地域合意の下社会実験を実施するとともに、その実施状況を見守りつつ、地域の要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障が無く、かつ地域の合意形成が図られた場合について、こうした社会実験を拡大するための措置を講ずる。 | 重点・A P<br>13(2)                                 | 逐次実施   |        |        |
|   | b 地域の賑わい創出のために、既得権益化の排除や河川空間整備を一層推進するための新たな財源確保の方策等のスキームを検討し、結論を得る。   |   | 結論     |        |        |
| 道路空間と建築物の立体的利用の推進<br>(国土交通省)                    | 都市における土地の高度利用、街並みの連続性や賑わいを創出する観点から、良好な市街地環境の形成や道路管理上支障が無く、都市計画上の位置付けが明確にされるなど、一定の要件を満たす場合には、道路空間と建築物の立体的利用を図ることについて早急に検討を行い、結論を得る。  | 重点・A P<br>13(2)<br>[計画・住宅ア]                     | 結論     |        |        |

| 事項名                               | 措置内容   | 前計画等との<br>関係                         | 実施予定時期 |        |        |
|-----------------------------------|--|--------------------------------------|--------|--------|--------|
|                                   |  |                                      | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 都市公園における公園施設の設置・管理の弾力化<br>(国土交通省) | 都市公園に関しては、管理者自らが公園施設の設置、管理を行うことが不適當又は困難と認められる場合に限らず、官民の協力によって、民間事業者等により、都市公園の機能の増進に資する幅広い施設の設置、運営が可能となるよう措置する。 | 重点・A P<br>13(2) 、<br>別表 8<br>-212007 | 措置     |        |        |

## エ その他

| 事項名                                    | 措置内容   | 前計画等との<br>関係    | 実施予定時期 |        |        |
|--|--|-----------------|--------|--------|--------|
|  |  |                 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 都市公園の地下利用の拡大<br>(国土交通省)                | 地域のニーズに応じて都市公園の地下の利用が容易に幅広く可能となるように、公園立体区域を定めることができる制度(立体公園制度)を創設する。                         | 重点・別表<br>3 -63  | 措置     |        |        |
| 違法広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大<br>(国土交通省)        | のぼり旗等の違法広告物についても、行政庁が自らこれを除却し、又はその命じられた者若しくは委任した者が除却できるよう、簡易除却措置の対象とする。                      | 重点・別表<br>3 -64  | 措置     |        |        |
| 都市公園事業費補助に係る公園施設の処分制限区分の多様化<br>(国土交通省) | 都市公園事業費補助に係る公園施設ごとの処分制限期間を定める国土交通省令について、社会経済情勢の変化に応じた公園施設の多様化等に対応できるよう見直しを行い、措置する。           | 重点・別表<br>3 -66  | 措置     |        |        |
| 事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げ<br>(法務省、国土交通省)    | 事業用定期借地権の活用実態に関する調査の結果を踏まえ、今後、民間事業者の情報提供協力を得て、存続期間の上限を引き上げることについての弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を検討する。 | 重点・別表<br>4 -14  | 結論     |        |        |
| 土地開発公社の所有する公有地先行取得事業                   | 土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図る        | 重点・別表<br>5 -430 | 措置     |        |        |

| 事項名   | 措置内容   | 前計画等との<br>関係      | 実施予定時期 |        |        |
|---|--|-------------------|--------|--------|--------|
|   |  |                   | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 用地の地方公共団体による有効利用<br>(総務省)                   | ための地方債措置を講じる。  |                   |        |        |        |
| 地域地区に関する都市計画の決定、変更に係る要請制度の創設<br>(国土交通省)     | 都市再生特別措置法において、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する必要がある場合、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務付けに関する規定を設ける。 | 重点・別表<br>5 - 1235 | 措置     |        |        |
| 屋外広告物条例を制定できる自治体の範囲の拡大<br>(国土交通省)           | 景観行政を行う市町村が屋外広告物条例を制定できるよう措置する。  | 重点・別表<br>5 - 1236 | 措置     |        |        |
| 道路上の自転車駐車場設置の容認<br>(国土交通省)                  | 道路上の自転車駐車場を道路の附属物として位置付ける。   | 重点・別表<br>5 - 1237 | 措置     |        |        |
| 要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱いの見直し<br>(法務省) | 要役地地役権の登記のある土地の分筆登記の申請書に要役地地役権者の権利消滅の承諾書が添付されているときは、要役地地役権の登記は転写しないこととするよう分筆の登記に関する法令の規定等を整備する。  | 重点・別表<br>6 - 30   | 措置     |        |        |
| 工事完了前の開発区域における建築制限の解除制度の弾                   | 工事完了前の開発区域における建築制限の解除について、各開発許可権者における取扱い状況をとりまとめ、情報提供を行う。  | 重点・別表<br>6 - 67   | 措置     |        |        |

| 事項名                                    | 措置内容  | 前計画等との<br>関係  | 実施予定時期 |        |        |
|--|---|---------------|--------|--------|--------|
|  |   |               | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 力的運用についての情報提供等<br>(国土交通省)              |   |               |        |        |        |
| 下水道法に基づく特定施設の届出に係る書類の様式の見直し<br>(国土交通省) | 事業者の事務負担軽減をさらに徹底する観点から、下水道管理者において特定施設の届出に係る書類の様式を定める場合には、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出を行った際の書類の写し等を可能な限り活用できるようにするため、水質汚濁防止法に係る届出書類の様式と平仄を揃えることが適当である旨を下水道管理者に周知する。  | 重点・別表<br>6-70 | 措置     |        |        |
| 公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和<br>(総務省)   | 地方公共団体の公有地において、公用・公共用施設の建設等を目的とする信託を可能とすることについて検討し、結論を得る。   | 重点・別表<br>7-14 | 検討・結論  |        |        |
| PFI事業における民間収益施設の流動化<br>(内閣府)           | 行政財産の使用又は収益の権限をPFI選定事業者から第三者に譲渡することについて、総務省、財務省等関係省庁と必要な調整をしつつ検討を行い、結論を得る。  | 重点・別表<br>7-20 | 検討・結論  |        |        |
| 学校の教室の天井高さの見直し<br>(国土交通省、文部科学省)        | 学校の教室の天井高さの基準について、建設コストや設計上の制約のデメリット等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。<br>したがって、学校の教室の天井の高さが学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について調査を行い、その結果を踏まえて、建築基準法における学校の教室の天井の高さに係る基準の見直しの必要性について検討し、結論を得る。 | 重点・別表<br>7-43 | 検討     | 結論     |        |

| 事項名  | 措置内容   | 前計画等との<br>関係      | 実施予定時期 |        |        |
|--|--|-------------------|--------|--------|--------|
|  |  |                   | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 地方住宅供給公社の組織形態に係る規制の緩和<br>(国土交通省)                 | 地方住宅供給公社制度について、地方の実情に応じて、地方公共団体の自由な意思を反映した業務、組織運営が行えるよう検討を行う。  | 重点・別表<br>7-44     | 検討     | 結論     |        |
| 土地開発公社が先買い制度により取得した長期保有土地の用途制限の緩和<br>(国土交通省、総務省) | 土地開発公社の長期保有土地のうち、公有地の拡大の推進に関する法律の先買い制度により取得したものについて、土地取得の経緯、これまでの土地処分に向けた取り組み状況、土地の有効活用に向けた計画内容等について各土地開発公社及び地方公共団体の状況を把握した上で、先買い制度の趣旨を踏まえつつ、土地の用途制限の緩和について、その是非を含めて検討し、結論を得る。 | 重点・別表<br>7-45     | 検討     | 結論     |        |
| 電気通信工事における主任技術者の資格要件の緩和<br>(国土交通省、総務省)           | 電気通信工事において建設業法に基づき配置することとされている主任技術者の要件について、他の既存資格の活用の適否について、既存資格の試験内容等を踏まえ検討する。  | 重点・別表<br>7-46     | 検討・結論  |        |        |
| 宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可に係る資本額及び純資産額基準の緩和<br>(国土交通省) | 宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可に係る資本額及び純資産額基準については、宅地建物に係る消費者保護等の観点も含め、幅広く調査・検討を行う。   | 重点・別表<br>7-47     | 検討・結論  | 措置     |        |
| TMOの主体としてNPO法人を追加<br>(経済産業省)                     | 関係機関の了解が得られることを前提として、TMOの主体としてNPOを加える政令改正を行う。  | 重点・別表<br>8-211015 | 措置     |        |        |



| 事項名  | 措置内容  | 前計画等との<br>関係      | 実施予定時期 |        |        |
|--|---|-------------------|--------|--------|--------|
|  |   |                   | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供<br>(国土交通省)       | 地方公共団体の地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう、市街化調整区域における開発許可例や条例の制定状況について調査し、情報提供を行い、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を通知及び全国担当者会議等の場で周知する。   | 重点・別表<br>8-212032 | 措置     |        |        |
| 21 水素供給スタンドに関する建設可能地域制限の見直し<br>(国土交通省)       | 建築基準法の下では、工業地域・工業専用地域以外で、水素を高圧に圧縮する水素供給スタンドや、石油系燃料等をスタンドで改質し水素を製造する「オンサイト製造型水素供給スタンド」の建設は認められていない。しかしながら、水素供給スタンドの普及の観点から、一定の安全要件を満たした上で、圧縮天然ガススタンド並みに、商業地域等においても、圧縮又は製造行為を伴う水素供給スタンドの建設制限を見直す。 | 計画・住宅<br>ウ        | 措置     |        |        |
| 22 用途地域による水素貯蔵量の制限（スタンド規模の制約）の見直し<br>(国土交通省) | 建築基準法の下では、水素供給スタンドについて、用途地域ごとに水素貯蔵量の制限があり、市街地にスタンドを建設する場合は小規模にならざるを得ないが、燃料電池自動車の普及の観点から、制限数量の増加見直しの可否について検討する。  | 計画・住宅<br>ウ        | 結論     |        |        |
| 23 建設業に係る許可申請の電子化<br>(国土交通省)                 | 建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。  | 計画・住宅<br>ウ        | 逐次実施   |        |        |
| 24 宅地建物取引業に係る免許申請の電子化<br>(国土交省)              | 宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。   | 計画・住宅<br>ウ        | 逐次実施   |        |        |